

「第42回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日時：令和4年9月6日(火曜日) 19:00～20:53

場所：栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）集会室

出席者：(滋賀県) 高木琵琶湖環境部長、中村参与、湯木最終処分場特別対策室長、大菅参事、川端主査、平田主査、小形主任技師、岡田主任主事、井上主任主事、コンサル2名

(栗東市) 國松副市長、高田部長、武田課長、川端係長

(自治会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計14名

(県議会議員) 0名

(市議会議員) 0名

(傍聴) 2名

(報道機関) なし

(出席者数 31名)

司会：失礼いたします。まだの自治会様もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから第42回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開会させていただきます。開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の高木よりご挨拶を申し上げます。

部長：皆さん、こんばんは。琵琶湖環境部長の高木でございます。第42回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用の中、夜分お疲れのところ、またお足元の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

この協議会は、対策の進捗状況やモニタリングの結果などをご説明させていただきますとともに、皆様方のご心配やご提言を直に聞かせていただく、大変重要な場であるというふうに思っております。

本日の内容がこちらの次第にありますとおり、大きく3点ございます。

1点目は、今年度の第1回目のモニタリングの結果につきましてでございます。こちらにつきましては、今回もこれまでと同様に水質の状況に特に大きな変化はございませんでした。地下水の水質につきましては、自然由来と考えておりますひ素を除き、環境基準を超過した項目は一つもございませんでした。引き続きモニタリングを行いまして状況を確認してまいりたいと考えております。

2点目は、維持管理の状況についてでございます。最近の現場写真をご覧いただきながら、点検の結果や7月の大雨の対応状況についてもご報告をさせていただきます。

最後、3点目、アーカイブの作成状況についてでございます。住民の皆様と完成のイメージを共有させていただくため、今回はサンプルとして資料をお出ししてお

りまして、皆様のご意見をお伺いをしたいというように考えております。

今後も引き続き住民の皆様と情報を共有いたしまして、意見交換をさせていただきながら、安全安心の回復に向けて事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

司会：続きまして、栗東市の國松副市长様からご挨拶をいただきます。

副市长：皆さん、こんばんは。栗東市の副市長の國松でございます。いつも皆さん方にお世話になっております。どうもありがとうございます。

日頃は、各自治会におかれまして、栗東市に対しましてご理解、ご協力を賜っております。まずはこの点御礼を申し上げたいと存じます。どうもありがとうございます。

さて、本日も実は台風が非常に心配されておりました。何とか北の方にずれて、我々の地域においては特に雨風ともにそんなにひどくない状況になった点、まずは喜んでおる次第で。本当に直撃しますと、この市役所の中で災害対策本部を立ち上げたりするようなときかなというふうに考えていた次第でございます。そういった点が1点と、それで一つ安堵しておったんですが。実は、本日、昨晩から一人目川の方の高齢女性が行方不明になっておられまして、さきほども緊急で市役所の中で会議をしておりました。まだ見つかっておられませんが、また皆さん方への情報提供ということで、今は警察の方とも連携もって、今消防団の方で回ってもらったり、職員の方でもさきほどちょっとパトロールとか回っておった次第でございます。

そういった点、本日お越しの方々へご紹介させていただきたいと思っております。

さて、今日は県の部長さんからありましたとおり、この旧RD最終処分場問題につきましては、本当に長年の懸案事項ということで、こうした会議、本当に重要な場ということで、市としてもとらえております。皆さん方から本当に忌憚のないご意見を賜った上で、今後とも滋賀県さんとともに栗東市のほうもこの事業については完遂できるように今後とも努力してまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞ、今晚も皆さん方から貴重なご意見を賜りますようによろしくお願い申し上げます。開会に当たって、甚だ簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、本日もよろしくお願い申し上げます。

司会：本日の司会進行は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の大菅が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議事に入ります前に、皆様方に4点、お願いとお断りをさせていただきます。

1点目ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご発言いただく際には必ずマスクの着用をお願いしております。

2点目ですが、ご意見やご質問をいただく際には、必ず挙手をしていただきます。司会が指名をさせていただきますので、その指名の後にご発言のほうをお願い

したいと思います。

3点目ですが、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆様と、県、それから市との意見交換の場でございます。このために会議中、傍聴の方からのご発言はお受けしないこととしています。

4点目でございますが、会場使用の関係で会議は最長でも21時30分までとさせていただきます。このため議事の進行状況によりましては、議題の途中でも次の議事に進む場合がございます。新型コロナの感染拡大防止の観点からも円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず1枚目の次第でございます。それから資料の1、前回第41回の開催結果、1枚物の資料です。それから資料2、令和4年度第1回モニタリング調査結果の資料でございます。それから資料3、維持管理の状況についてという資料。それから資料4が、アーカイブの作成状況についてという1枚物の資料でございます。それから資料5が、アーカイブ（総括編）サンプルというものです。少し分厚目の資料でございます。それから同じく分厚目の資料で、資料6、アーカイブ（対策編）サンプルというもの、今回資料1から6までご用意させていただいておりますが、皆さん、全てお揃いでしょうか。もし、会議の途中でも資料に落丁等ございましたら、事務局までお知らせをいただければと思います。

それから、会議の説明の際は資料とあわせまして、前のスクリーンでも説明させていただきますので、両方をご覧をいただきながらお聞きをいただければと思います。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議事1、前回の開催結果について、私、大菅のほうから説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

参事：資料1をご覧いただきたいのですが、この資料は、前回6月に開催をいたしました第41回連絡協議会におきまして、皆様からいただきました主なご意見、ご質問とそれに対する県の回答をまとめたものでございます。

まず、1、前回、これは2月の開催結果でございますが、①、地下水の流向に関連してサイフォン現象とは水位が上がってきたときに下がっている方向に流れることだと思うが、それでいいか、というご質問をいただきました。これに対しまして、サイフォンは入口と出口があって成り立っており、旧処分場から北西側に流れていると考えられるKs2層の地下水が東側にも流れていれば、そちら側に水が湧き出すところがあるはずですが、それはないと思います。一番標高の低い葉山川の川底にKs2層の砂層が露出し、湧出水があるかどうかを見て回ったところ確認ができなかったため、出口がない東側に流れていくことはないと考えています、と回答をさせていただきました。

次に、②の洪水調整池のpHが高い原因は植物プランクトンの増殖などが影響していると考えられるとのことだが、原因がこれだから問題ないという判断か、というご質問に対しまして、池など表流水のpHは炭酸濃度に依存し、夏には植物プランクトンによる光合成が特に活発になることから、水中の二酸化炭素量が減少してpHが

アルカリ側にふれ、例えば琵琶湖でも9を超えるときもあり、この値は異常に高いということではなく、用水路等で他の水と混ざるとすぐに下がるため、直ちに生物に影響が出るような状況ではないと考えています、と回答をさせていただきました。

続きまして、3、維持管理の状況の③でございます。定点観測につきまして、膨らんでいるところが1か所あるがこれはどういうメカニズムなのか、また、地下水が増えると押し上げられる可能性はあるのか、というご質問をいただきました。これに対しまして、実施している定点観測ではメカニズムまで確認はできませんが、今回が1回目の調査で毎年続けていくため、それでわかることではないかと思いません、地下水が原因かはわかりません、と回答をさせていただきました。

なお、この原因につきまして、この協議会が終わった後に対策工事の設計業者さんのほうに確認したところ、まだ1回目の測定であり、今後の変動傾向を見ていかなないとわからない、との回答を得ておりまして、まずは毎年行うこととしております定点観測の結果を注視していきたいと考えているところでございます。

次に裏面に移りまして、5の対策工の有効性の確認、それから旧処分場の安定化の確認に向けた取組でございまして、④、処分場の安定化の確認について、イメージとして、骨折時に骨がつくまでギブスで固定するが、それと同様に、処分場を遮水壁で囲って中を安定化させようとしていて、治ったときにはギブスを外す、つまり遮水壁を取っても大丈夫だと、そういう状況が安定化だと理解してよいか、とのご質問をいただきました。これに対しまして、旧処分場の中の浸透水の状況が改善されて廃止基準を満たすようになれば遮水壁を取ることも可能になってくるので、そういう状況と考えていただいても大丈夫かと思っております、と回答をしております。

なお、補足をさせていただきますと、安定化とは、遮水壁を撤去したとしても大丈夫な状況・状態、という趣旨で回答させていただいたものでございまして、遮水壁を全て撤去することを前提に回答したものでないことを申し添えさせていただきます。

最後にその他のところでございます。⑤の今年度の予定についてのご質問に対しまして、連絡協議会は年4回開催予定で、モニタリング結果など定例の報告のほか、実施計画の目標達成結果を最終回で説明させていただくこと、アーカイブは作成状況を報告させていただくこと、また、対策工の有効性の確認について、アドバイザーの方々のご意見を踏まえ、有効性確認の評価方法などをご提案してご意見を伺いたい、というふうに回答をさせていただきました。

以上で、資料1の説明は終わらせていただきます。

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。はい、よろしく申し上げます。

住民：赤坂の〇〇です。

この①番、②番、それから④番、これ全ておかしいと思うんですけどね。

まず①番については、これは私、後からもだいぶ言いましたよね。だけど、そういったことは何にも書かれてませんね。一方的に県が説明した、そこで終わってるじゃないですか。これどういうことなんですかね。私は、これ、例えば、サイフォ

ンになって下へ流れていく可能性もあるって言った。それがね、葉山川へ出てるか出てないかというのは別問題。もっと下へ出てる、地下水なんか回ってるかも。そんなもん確認できない。

それから水量についても目でみただけ。きちっとした水量を調査してない。これは何でもこうやと決めつけてる。それはおかしい。

それから②番目のやつについては、pHのことですね。これも生物調査してない。説明されたことで終わってるんです。後からも、これ調査してないでしょって言うたんです。そういうこと何も書いてないです。だから、私たちの意見も何も反映されてないんです。

それから、次④番目、5の④ですね。これは私の意見ではないので、ほかの方がおっしゃったことなんやけど。ここでは撤去というか、撤収ができるというような感じで書いてある。そして、今の説明の中では、できるものではないという。あやふやな、玉虫色のそんな返事してもらってもね。住民が質問してることに對して、まやかしてやるような感じで終わってるじゃないですか。ここらへんも説明していただきたいんです。

司会：ご質問ありがとうございます。

3点ご質問をいただきましたけれども、いただいたご質問3点のうち、2点目のpHのことです。生物調査をしていないというご質問、ご意見をいただきましたけれども、あの後生物調査をしておりますので、その結果についてまず回答をさせていただきます。

主任技師：前回の当日については、一般的な話でちょっと申し上げて、確かにこの洪水調整池のほうでpHが昼と夜で上がってるか下がってるかというのは、想像というか、類推してこういう形だろうというお話だったんですけれども。その後、ご意見もございましたので、実際に洪水調整池でpHのほうを2日間ほど連続して測定を行いました。

このグラフですけれども、この黄色に塗ってあるところが、それぞれの日の昼間という形になってまして、このオレンジのグラフが気象庁の大津のデータではあるんですけど、その1時間ごとに日照時間がどれぐらいかという形で、この1のところであったら1時間ずっと晴れてましたよと。ちょっと低いところはちょっと曇ったりしてた時間帯もありましたよという形になって。晴れ時々くもりみたいな形で2日間、なってる日でした。で、測定した結果は緑になってまして、見てますと、昼間に上昇していつてるよというような状況になって、夜に日が当たらないときはpHがだんだん、ゆっくり中性のほうに戻ってきているよというような状況になってましたので、一応事後的な調査になってしまいましたけれども、前回ご説明したとおり、ここの洪水調整池においても、やはり光合成の効果を受けまして、昼間にpHが上がって、夜にはだんだん下がっているというような状況にはなっていることは確認をいたしました。

住民：なぜ住民側にそのことを言わないんですか、事前に。いついつからやりますよと、何時からやりますよと。私行きますよ。何で自分達だけでやるん。そこらへんの信用がおかしい。信頼がおかしいんですよ。なぜ言わない。自分たちだけでやって、そうでしたという結果を言うて。それで、私らが納得すると思ってるの。それこそ時間も何時何分に測りましたと。池のどの場所で測りましたと。どこにも書いてない。どういうところで、どうやって測ってるんですか。

主任技師：調査方法につきましては、日付時刻については、この軸のとおりでして、今年の8月の8日昼から10日の昼にかけてという形で、15分に1回データを取っています。

調査方法につきましては、モニタリングの採水を行っているのと、同じ場所におきましてポータブルのpH計の測定部を池の水の中に垂らしてという形でずっと漬けた状態にして、連続的にpH計のほうでデータを取るような形の設定にして調査を行っています。

ちょっとこの普段の年4回の採水のほうは毎回お知らせはさせていただいているんですけど、その補助的な調査という形でしたので、ちょっと今回は一旦お知らせなしという形でこちらのほうで調査をさせていただいております。

住民：信用できませんよね、これ。

じゃあこれは夜中でもずっといたんですか。ずっとその2日間、丸々2日間、そこに詰めてたんですか、テントでも張って。

主任技師：この調査はpH計をずっと漬けたままにしておいて自動的にその測定値をデータを記録するという形の設定にして置いてますので、現場に行ったのは設置日と回収日の2回になります。

住民：それだけですか。よく魚釣りしてはりますよね。いたずらされてるかも分かん。ようこっち行ってますやろ。車止まってますやろ。経堂池でしょう。

主任技師：この調査は前回話に出ておりました洪水調整池のほうでしてます。

住民：どこ。洪水調整池。

主任技師：はい。

住民：なぜあの経堂池の話してるのに、なんで洪水調整池ですの。

主任技師：前は洪水調整池のモニタリング結果を議論していただいたと思ってますけれど。

住民：経堂池でしょ。話してたのは。最初は経堂池でしょう。

主査：前回の調査結果は令和3年度第4回の結果でして、そのときは洪水調整池の結果の説明のみで、経堂池の測定はしていません。なのでそのpHがちょっと基準を超えていたというのは、洪水調整池のpHのことをご説明させていただいていたので、今回は洪水調整池のpH変化のことを説明させていただいた次第です。

住民：経堂池の話してたじゃないですか、私のハウスきたときに。経堂池の話してたでしょう。そうやのに、なんで全然違うほうの池に、調整池。

参与：すみません。前回ご質問、〇〇さんからありまして、それは洪水調整池のpHが高いのはなぜか、こういう質問でしたので、それに対してわたくしどものほうからpHは日変動するんですよとお答えさせていただいて、〇〇さんから、それは実際測ったことがあるのかというご質問を受けて、こういう調査をしたと、そういう順番でしたので、経堂池をターゲットにしているわけではございません。
ですから、〇〇さんのご質問の趣旨をご確認いただければと思います。

住民：私の聞き間違いということ。そういうこと。

参与：〇〇さんからご質問いただいたのは、洪水調整池の話でしたよね。

住民：それはそうです。私が聞いたのは。今回、ここでは流れている経堂池では基準以下やから大きな影響がないと考えられるというふうに書いてますね。資料には。

参与：もう一遍確認します。最初の時点で、前々回の結果で洪水調整池、これは敷地の中です。敷地の中です。ここにあるところのpHが高い値が出ていました。それをなぜかという〇〇さんのご質問があって、それに対して私はお答えさせていただいて、これは日変動しますよということをお答えさせていただいた。そしたら、〇〇さんが、実際測ったことがあるのかというご質問がありましたので、もう一度確認させていただいたというのがこのグラフです。
ですから、その時点で経堂池がターゲットになっているということとはございません。

住民：経堂池も、ずっと超えてましたよね。だから、その話を私はしていたんですよ、その時は。経堂池の話をしてたんです。

参与：ですから、その話し合いの。

住民：だから、さっきの話でそうやったとしてもね、要は外へ流れて行くの、経堂池なんです。一番外へ流れて行くのは。洪水調整池は、一旦そこは止まってるだけなんです、次は経堂池です。経堂池から全部外へ流れていくんです。

参与：ですから、洪水調整池。

住民：その調査は、

参与：洪水調整池の水がオーバーフローして、経堂池に入りますから、経堂池に異常があると困るからその前の段階で確認しましょうということで、洪水調整池は測っているわけですね。そこでpHが環境基準を超えたんでどうですかというご質問だと思います。まずはそこを確認しましょうということですね。

住民：堂々巡りになってあれやけど、経堂池で調べてくださいと。そのときは私も立ち合いますから。事前に連絡して、どのような方法でやって、どんな機械使って、どうしていくのか、どんな場所でやっているのか、全部教えてください。行きますからそこに。

主任技師：経堂池は資料2のところでご説明させていただくんですけど、今、現状としては、農業用水基準を超過していない。ちょっと調査するかどうかは中で話しますけれども。

住民：それと、さきほどのデータにしても、夜間でも9よりも高いじゃないですか。9.何ぼもあるような。その理由はなんなん。

主任技師：そうですね。今回予備的な調査といたしまして、ちょっと簡易的なポータブルな水質計で測ってたんですけども、ちょっと十分校正ができてない状態でしたので、値の大小自体はちょっとずれている可能性があるという状態です。変動の時間的に上がったり下がったりっていう傾向については間違いないと思うんですけども。ちょっと数値自体、実際の数値からは、ずれている可能性があるかなとは思っております。

司会：経堂池の水質項目等につきまして、また議事2のほうで、資料使って説明をさせていただきますので、ほかに〇〇さんから質問いただきました、残り2つの質問についてお答えをさせていただきます。
まず1つ目の質問からです。

参与：こちらのほうです。サイフォンについてどうなのかというご質問ありました。私としては、サイフォンというのは入口と出口があって成り立ってますよねということで、この出口のほうが見当たりませんよということでお話させていただきました。
今のご質問で〇〇さんからは、もっと下へ行くんじゃないかということがあったんですが、もっと下へ行くところへ行くのかというのは考えられないですね。そこを。

住民：考えられないんじゃないなくて、あそこでボーリングしたことがないことが問題なんです。前から言うてますよね。北尾側に、なんのボーリングもないじゃないですか。地下の構造を考えて、何て言うかな。ちょっと今出てこうへんねんけど。地層のデータが何もないじゃないですか。だから、言葉では言うておられても信頼性がないんですよ。

参与：いいえ、ですから。

住民：そしてまたね、出口がどうこう言うけれども、水量なんか明らかに増えてると、僕は事細かく言うてた。その答えもない。何もないじゃないですか。水量が違うんですよ。私のところでつくってる畑の横で見てる水量と、もっと上側で見てる水量は違うということです。じゃあどこで増えてるんですかということはこの前も言いましたよね。

参与：水量ですか。

住民：だから水量。

参与：ですから、その畑のこの水量というのは、要するに本流の部分と北尾の下のこのあの水路からの水が混じっていた量ですね。もっと言いますのは、琵琶湖カントリークラブのところとか、あるいはJAのカントリーエレベータのところから流れてくる本流の水と。

住民：そうです。

参与：それから、あそこの北尾の側溝のところから流れてくる水が合流して、〇〇さんのところは名神のアンダーあたりのところに流れてくる場所ですね。水量としては当然その今の本流のほうですね。JAのカントリーエレベータのほうから流れてくるほうが多いですね。

住民：けどね、そこで出てるか、もっと下で出てるかわからないじゃないですか。

参与：ですから。

住民：調査も何もしないで言うてるってことを、僕は言うてるんですよ。

参与：いえいえ。

住民：だからそれやったら、ゴルフ場から出てる所やったら、水量が何ぼ、1時間で何

ぼ出ますよと。じゃあ北尾側からやったら何ぼ出ますよと。で、上のとこどれだけの水量がありますよと。データ全部出して話すなら別やけど、それもしないで話したって何もならんということを僕は言うてるんです。

ここ、地下水入ってない言うたけど、入ってないいう証拠はないということ言うてるんです。ボーリングも何もしないで、本当に入っていないのかって。私は入ってると思ってる。ずっと前から言うてる。それをもう十何年前から言うてる。

参与：入ってるとしたら、例えば、〇〇さんはどのような証拠が出てくるとお考えですか。どのような事実があるとお考えですか。

〇〇さんがおっしゃるように、葉山川に地下水が入っているとすれば、どういうふうなデータが出てくるとお考えですか。どういった証拠が出てくるとお考えですか。

地下水が混じっているとすれば、どういうふうな状況あるいはどういうふうなデータが出てくるとお考えですか。

住民：そんなんわからへん。

参与：わからないと調査できないでしょう。

住民：そもそもね、ボーリングがないことが問題やと言うてるんや。ボーリングがないことが問題や。だから、ないと決めつけるのはおかしいと言うてるんです。だから、どうやったらどうやということは、僕は何もわかりません。私素人やから。

司会：お時間の関係もございますので、また後ほど、今の件については時間がありましたら対応させていただきたいと思っております。

続きまして、3点目にいただきました遮水壁の件につきまして回答させていただきます。

主査：すみません、前回の回答が誤解を招くようなご回答になっていたかと思い、申し訳ないです。

さきほどご説明にありましたように、旧処分場の安定化が確認できれば遮水壁を取ることも可能なような状態という趣旨で申し上げたということございまして、遮水壁を撤去するのは技術的な問題もございまして、今のところ遮水壁を全て取ることは考えていないというところでございます。

司会：はい、どうぞ。

住民：今の説明では納得いきません。考えてもらいたいんです。住民としては、自然の野山に戻してもらいたいんです。人工物を残すということはあり得ないんですよ、あそこに。それを約束しないということは、永遠にあそこを浄化し続ける、そういうことを、これはもう県も考えてるんじゃないかという疑念を抱かざるを得ない。

福島原発の問題でもそうですよね。延々と処理水を海洋放出して浄化していく。そういう状況で住民が納得すると思いますか。福島原発の問題だと、住民は問題となった廃棄物を撤去してくれ、デブリを出してくれと訴えてるわけじゃないか。それと全く同じですよ。

我々は、あの野山を自然の野山に戻してもらいたいです。そういう最終目標を住民と行政が共有しないでどうするんですか。行政としては撤去するのが目標です、そのために努力しますと、なぜ言えない。将来も予算が制約するからいけないと思って、たぶん今は予防線を張ってるんだと思いますけど、そういう行政の論理が、我々には見え透いた嘘だというふうに思わざるを得ない。そういう態度をとってる限り、この協議会は偽物です。住民と行政が一致して、あそこを自然の状態に戻すんだ、そういう目標に向かって邁進しなければいけないんじゃないでしょうか。

室長：今、大変なお叱りを受けたわけですからけれども。しかし、今私どもの責任というか、そういう範囲内におきましては、なかなか今おっしゃるように、あそこから撤去、最終的に戻すということは正直言って申し上げることがなかなかできないのが現実でございます。やはり。

住民：最終処分場特別対策室長の言葉ではない。部長が答えるべき問題です。部長の責任において、今言えることはここまでなんだというふうに正直に言ってくれば我々も納得できる。目指すべきものと、できることは違うことは我々もよく知っています。正直な形で、逃げないで答えていただきたい。

部長：失礼いたしました。今おっしゃられたように、自然の野山に戻すというのが最終的な目標というのはよくわかりますし、将来的には、そういう方向かというふうには考えております。

しかしながら、前回答えさせていただいたのは、あくまでも安定化の状態について申し上げましたので、技術的なもの、経済的なもの、予算的なもの、全て含めて考慮いたしますと、今の時点でそれを撤去するというのをお約束することは難しい。

住民：約束してくれと言っているわけではありません。我々は、目指す目標として、自然の野山に戻すんですよね。人工物は残さないんですよねということを目指すんだよねってことを滋賀県側と合意したいんです。それは了解していただけますか。

部長：目指すところはそういうことですので、私共といたしましては共有いたします。目指すところは、住民の皆さんと一致しているということで、これまでの反省をふまえて、今までから、住民の皆さんと県側の信頼関係が十分できてなかったということがこの問題の根本原因だと思っておりますので、最終的に目指すところを念頭に、住民の皆さんと県側の心を合わせて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

司会：ほかにご質問等ございませんでしょうか。はい、お願いします。

住民：今ね、私も今の〇〇さんの件ですけどね。何かとるというふうにイメージとしては残ってるんです。今までずっと話してきた中でね。遮水壁を設けて、止めて、浄化して、その後は撤去します、みたいなそういうイメージを持ってたんですよ。

今ここの2ページのところ見ていただいて、決まってませんって言わはったから、ああそうかと思ったんですけども、どうでしたかね、皆さん。そういう認識は私はしてたんですけども、どうなのでしょう。私が間違ってたのか。勝手に思ってたのか。まあそれはそれで。

もう一つは、まず、今回2ページで、前回までのをまとめていただいたんですけど。先ほど〇〇さんがおっしゃったように、ものすごく端折ってたと思いました。何か言うたこと全然書いていないなど、これはコロナで何回か書面開催になったので、詳しく書こうという、そういうのがなくなったのか。そちら判断でこういう簡略化されたようになったのか、どうかなというふうに思ってたんですけど。えらい簡単やなど。

それと、もう一つ、ここにも書いてないんですけど、葉山川のことで、最後に私がちょっと申し上げたことなんですけども。思い間違いでした、私の。私は、カントリーのところからずっと流れてるのが、北尾の合流しているところまでずっと一本で来てると思ってたんですよ。ところが、ちょっとこう歩いてみたら、カントリーとあっちの工場との間の、要は琵琶湖カントリーの池から流れてて、そっちのほう也相当多かったんで、そっちにこう流れているから、私はJAのそこから小さい川を見てなかったのがその時は。それでああいう風に言ってしまったので、私の間違いでした。すいませんでした。

それと、なぜこれを言ったかという、やっぱり〇〇さんがいろいろ言うてくれてはるように、やっぱり、できたら私が思ってることを言っといたほうがいいなと思って言ったんですよ。結果的に間違いやったんです、混乱させて申し訳なかったんですけどね。

そういうことです。ですから、ちょっとあまり感情的にというよりも、せっかくここまで来たんで、丁寧にやっていけたらなと思ってますので、県の方もお願いしたいなと思います。

以上です。

司会：ご意見ありがとうございます。いただいたことをしっかりと受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

そうしましたら時間もございますので、続きまして議事2のほうに移らせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、議事2のほうに移らせていただきます。

令和4年度第1回モニタリング調査結果につきまして説明をさせていただきます。

主任技師：そうしましたら、資料2、令和4年度第1回のモニタリング調査結果についてご

説明をいたします。

モニタリングはこちらの図の地点で行っておりまして、今回第1回という形で、年1回、経堂池で調査を行っておりますので、今回実施をしております。

続きまして3ページ目、調査日につきましては、5月30日と6月1日に実施をしております。

これはいつもと同じなんですけれども、H24-8(2)につきましては、水量が少なかったという状況でしたので、pHとECのみの調査となっております。

で、おさらいですけれども、本事案につきましては、こちらの図にありますように、処分場内の浸透水のほうは処分場の横のKs3層の地下水のほうと、下のKs2層の地下水に流出をしていたという状況でしたので、それぞれ遮水工事を行って止めております。そのため、このモニタリングにつきましては、こちらのKs3層の地下水とKs2層の地下水を対象としてモニタリングを実施しています。

続きまして4ページ目です。産廃特措法に基づきます実施計画の目標達成状況の評価につきましては、調査地点のうち、こちらの図で赤で囲っております評価対象地点6地点の結果を用いることとしております。

状況といたしましては、こちらひ素につきましては、No. 3-1で継続して環境基準を超過をしておりますが、こちらの超過原因は自然由来と考えられるものになっております。

その他の項目につきましては、年平均値で環境基準を超過するものはないといった状況になっております。

続きまして、6ページから15ページのほうに二次対策工事の着手以降に地下水のほうの調査地点で環境基準を超過したことがある項目、4項目と電気伝導度といったものについて、平成24年度以降のグラフを表示をしております。

まず6ページ、7ページが電気伝導度になっております。ここからにつきましては、処分場の横の地下水のKs3層と場内の浸透水で1ページ、そして、処分場の下のKs2層で1ページという形で、各項目2ページずつで結果を表示をしております。

地下水流向につきましては、Ks3層、Ks2層ともに概ね右上から左下というような形で流れています。

それでは、電気伝導度、6ページ目が処分場の横、Ks3層の地下水と場内浸透水というところになっております。

状況といたしましては、旧処分場上流側についてはほぼ横ばいといった状況になっておりまして、下流側につきましては、例えば、H24-2(2)では低下傾向となっているというような状況になっております。

続きまして、7ページ目が、処分場の下のKs2層の地下水となっております。

こちらにつきましても処分場の上流側ではほぼ横ばいとなっております、下流側につきましては地点によってさまざまではあるんですけれども、例えば、H24-2などでは低下傾向が長期的に見てみられるといった状況になっております。

その他の地点につきましては、こちらの処分場直下にある、No. 1につきましては、ちょっと前回急に大きく低下したといったデータがあったんですけれども、今回につきましては、前々回までとほぼ同じぐらいの値となったということで、今後の

推移を注視していきたいというふうに考えています。

こちらの西側のNo. 3-1につきましては乱高下をしているという状況ですけれども、最近でいきますと令和2年秋、11月ごろからは低下傾向が続いているというような状況になっております。方角の確認なんですけれども、概ね左が北側ということになって、この上が東、下が西というような状況になっています。

続きまして、8ページ、9ページが、ひ素になっております。

ここからにつきましては、環境基準の項目になっておりますので、環境基準以下で検出された地点については、緑の点線でグラフを囲んでおりまして、基準を超過した地点については赤で囲んでいるという状況で、このページではないですけれども、そういう表示でつくっております。

8ページ目が、処分場の横のKs3層地下水と場内浸透水になっておりまして、こちらはいずれの地点も不検出といった状況です。

続きまして、9ページ目ですね、処分場下のKs2層となっております。

こちらにつきましては、以前から超過をしておりますH24-7とH26-S2とNo. 3-1、3地点で環境基準を超過をしています。超過原因につきましては、いずれも自然由来と考えられます。3地点とも値は横ばいで推移をしているといった状況になっております。

続きまして10ページ、11ページ目は、ほう素となっております。

10ページ目が、処分場の横、Ks3層と場内浸透水です。こちらは、以前から超過している地点、H26-S2(2)という地点があったんですけれども、今回は環境基準以下だったというところで、このKs3層、浸透水では環境基準超過地点はなかったという結果になっております。

続きまして11ページ目が、処分場下Ks2層となっております。こちらについても全地点で環境基準以下という結果でした。対策工事に着手した頃につきましては、ほう素としては、No. 3-1であったり、H24-4であったり、多くの地点で環境基準を超過していたという状況ですけれども、今では基準以下に低下をしてきているといった状況になっております。

続きまして、12、13ページが、クロロエチレンとなっております。こちらについても全地点で環境基準以下という状況でして、クロロエチレンにつきましても、工事に着手した頃はNo. 1であったり、H24-2であったり、K-1であったり、多くの地点で環境基準超過をしていたという状況だったんですけれども、基準以下に下がってきているといった状況になっております。

続きまして、14、15ページが、1,4-ジオキサンとなっております。こちらにつきましても全地点で環境基準以下でした。こちらでも工事に着手した頃につきましてはH24-2(2)であったり、こちらのKs2層のNo. 3-1、No. 1であったりといった地点で環境基準を超過をしていたという状況ですけれども、基準以下に下がってきております。

続きまして、16ページ目が、洪水調整池の水質となっております。こちらにつきましては、場内に降った雨が廃棄物に触れずに、雨水排水路、側溝を流れまして、こちらの洪水調整池に集まってきたものを採水しているといったものになっており

ます。今回の結果につきましては、こちらのpHにつきまして環境基準を超過をして
いたといった状況になっております。資料1でも出てきてはくれましたけれども、超過の
原因については植物プランクトンなり藻類なりの光合成の影響によると考えられる
といった状況になっておりまして、前回議論がありましたので、ちょっと次のペー
ジで詳しく状況をご説明したいと思います。

17ページ目は、こちらのpHについてのご説明になっております。

まず、今回、今まで5回採水を行ったという状況なんですけれども、採水時の状
況といたしましては、いずれも採水前の数日間につきましてはまとまった雨が降っ
ていないという状況になっておりましたので、池の水がしばらく入れ替わっていな
いといった状態になっておりました。今5回目なんですけれども、pHが環境基準を
超えたときというのは昨年度の1回目、2回目と今年度の1回目といったところにな
っておりまして、こちらがpHと水温を表示したグラフになっているんですけれども、
超過したときというのは、いずれも水温が高くて、光合成が活発に行われるような、
そういう季節であったというところと、池の水の色を写真に撮ってあったので、そ
れを見てましても、比較的なんですけれども、プランクトンなり藻類なりの緑色な
り褐色がかかったような色をしているような状態となっております。

廃棄物の影響を受けているのかどうかといった点につきましては、浸透水との比
較を行っておりまして、こちらヘキサダイグラムという図になっておるんですけ
れども、こちらは水に含まれるイオンの組成というものをグラフにしたものになっ
ています。同じところから流れてきた同じ由来の水につきましては、グラフの形が
似たようなものになるといった分析の仕方をするものになってまして、今回洪水調
整池はイオンが少なく、つぶれたような形になっておりますので、この横軸の値、
拡大をしたものというのも横に書かせていただいております。また、ちょっとスク
リーンでは見にくいんですけれども、それぞれの電気伝導度というのも、右下のピ
ンクのところに書かせていただいております。

これを見てますと、まず電気伝導度につきまして、洪水調整池の値は、揚水ピッ
ト、浸透水に比べてもずっと低い値であることということがわかります。また、イ
オンの組成を比べてみますと、こちらの浸透水、揚水ピットでは、右の下のところ
ですね、SO4と書かれているようなところが出ている、多かったという状況なん
ですけれども、こちらの洪水調整池ではこの中のHCO3と書かれているところが出
ているといった状況になっておりますので、これも形が異なりますので、この浸透
水の影響というのは受けていないのではないかというようなことがわかります。

以上の状況から、pHが環境基準を超過したというのは、さきほど画面でお見せ
した時間変化しているということも鑑みまして、植物プランクトンなり藻類なりの
光合成の影響によるものではないかというふうに考えられます。

16ページの下段ですけれども、このように、pHの上昇の原因というのは光合成の
影響というところが推察されますので、そういった原因で上がったというような状
況であれば、水が流れていくうちに容易にpHは戻るものでありますし、また18ペ
ージでお示しするんですけれども、下流の経堂池ではpHが農業用水基準以下だ
ったといった状況もありましたので、下流には現状としては大きな影響はないとい
うふう

に考えられますが、今後もモニタリングを継続して、状況の確認を行っていきます。

それでは、18ページになります。こちらは経堂池の水質等という形になってまして、今、年1回調査を行っている経堂池の水質の調査結果になっております。

こちらは先ほどの洪水調整池からの水も入ってくるようになっております。こちらのグラフにつきましては、過去に農業用水基準を超過をしたことがある項目っていうのをグラフにして表示をしております。今回につきましては昨年と同様なんですけれども、pHを含めて、農業用水基準の超過はなかったといった状況になっております。

続きまして、19ページに結果の一覧となっております。こちら結果の一覧表を記載をしております。また、ちょっともう1個、今回は記載事項がありまして、6ページから15ページにグラフを表示した項目があるんですけども、それ以外の項目という形で、場内の浸透水、揚水ピットにおきましてカドミウムという項目が環境基準を超過をしたという状況でしたので、こちらにグラフとともに記載をしております。今回の測定値は環境基準の約1.6倍ほどだったという状況になってまして、こちらの揚水ピットでは、以前から環境基準付近で検出されることもあるというような状況になっております。

続きまして、20ページが、敷地境界のガス、硫化水素の大気中の調査結果になっております。こちらは、敷地境界4地点のほうで大気中の空気の採取を行いまして、硫化水素の濃度を分析をしております。今回の令和4年度第1回の調査は、同じく5月30日に実施を行いまして、結果は全地点で不検出だったといった状況になっております。

こちらからの資料2のご説明は以上になります。

司会：ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。ございましたら、挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

住民：ひ素の話ですけど、言うたように、私のところに来られた時も、ひ素は私も自然由来だと思つて、確かに言いました。だけど、このように基準を超えて出る原因は廃棄物やと、そのとき私ははっきりと言いました。そのことは書かれてないですね。何もなしで溶出するということは普通はないですよ。ひ素なんかでも地中にはたくさんある。だけど、やはり水をどんどん汲み上げるとか、またあるいはpHが変わったとか、いろんなそういう原因があつて初めて溶出してるんで、私はそう思ってるんです。だから、そこらへんがちょっと物足りない。物足りないというとおかしいですけど、ちょっと付け足しが足りないんじゃないかというように思うのと。

それから、さきほどアルカリ性、洪水調整池ですね。あれもももとの数値が高過ぎるということも言うてるんで、9.何ぼって無茶苦茶高いです。中性が7でしたら、すごい値です。それはなぜかということ言うてるんで、その理由付けにはならないですよ。説明になんかなってないです。だって、一番低いときでもそれくらいあつたじゃないですか、そうでしょう。だから、機器がおかしいとか言ってるけど、それやったら、なぜ私たちを呼んで一緒に検査しないんですか。ぜひとも呼

んでください。呼んで一緒にしましょうよ。いつでも行きますから。

主任技師：ご質問ありがとうございます。

2点あったと思いますので、まず1点目のひ素のほうからお話をさせていただきたいと思います。

ひ素につきましては、通常今モニタリングを行っている地点としては3地点で超過しているといった状況なんですけれども、滋賀県の別の部署で、滋賀県下全域で地下水の調査を行ってまして、もちろん、環境省主導で全国どの都道府県でもやってるんですけれども、その結果を見てましても、ひ素については、全然工場とか、そういう人の手の入っているところでも超過している例というのは多くございますので、こちらについてはその地質とか、色んな状況にもよるんですけれども、人の手が入ってなくても溶出して超過することはあるというような情報はお伝えしたいと思います。

pHのほうにつきましては、そうですね、今回いろいろな状況で2日間の調査をしたということだったんですけれども、その変動グラフを見ていまして、夜が終わって日が昇るころですね、その時間になっても、全然低下というのが終わってない状況でしたので、その一日で上がり切ったというより、その前の数日間か、その夏場ずっとかかっていうのはあるんですけれども、そういう長い時間をかけて上がってきたものが夜下がりきらずまた次の日に上がってという形でそういう積み重ねで、その測ったときの値になっているといった状況にありますので、この夜でも高いじゃないかっていうのは、そういう積み重ねの分が一夜では下がりきらないですよといった、そういうような状況になっているのかなというふうに思っています。

司会：はい、どうぞ。

住民：推測でしょう。推測でしょう、今の。ねえ、きちっとしたことでないですから。もともとが高かったってのがあるのに、それなのに、そこんところおさえといて、こっちが原因だと決めつけているわけですよ。そこが問題なんですよ。なぜね、一緒にやって、本当の調査方法、ほんまにこれが正しいのかどうか検証しないのか。頭から決めつけてるじゃないですか。それじゃ納得できないですよ。もともと数字は最低9.何ぼあったんでしょう。何の証拠があるんですか。何も証拠ないじゃないですか。冬場になったら、それぐっと下がるんですか。これ絶対下がるんだ、確信持ってるの。

主任技師：ちゃんとした調査方法と言いますと、年4回の調査になってまして、ちゃんとした調査結果では冬場は下がってますので、それが証拠かなとは思いますが。

住民：じゃあこれから見ていったらわかるのね。絶対やね。絶対下がらんねんな。

主任技師：もちろん、その日の気象状況によっては同じ季節でも、高めの日とか低めの日

とかはあると思いますけれども。低くなる日が多いかなとは思っておりますけれども、それは今後のモニタリングで確認はしていきたいとは思っています。

住民：僕は書面でちゃんとこんなん書かれてしまうと、やっぱり不信感はぬぐえんで。こんなん違うと思う。

主任技師：そうですね。いつもと違う評価を行っているという状況ですので、もちろん、ここ数か月でアドバイザーの先生に聞く機会もございましたので、アドバイザーの先生にここの記載を見ていただいて、一応ご納得はいただいているというような状況にはなっています。

住民：この水取っという、どっかに保管してたら下がるわけやな。この水を取っという、どっかに保管しといたら、光に当たらんとか保管しといたら下がるわけね。

主任技師：そうですね、

住民：そういう調査方法ありますよ。

主任技師：可能性が高いとは思いますが。

住民：光を一切与えんかったら光合成できないんやから、下がる。そんなんすぐ調査できますよね。冬に待たんでも。しましよるか、一緒に。しましよるか。そしたら、納得しますわ。そうやないと納得できん。こんなまとめ方されたら迷惑です。余計に不信感出るだけです。やりましょ。

主任技師：ちょっと調査方法含めて内部で検討して、もし必要であれば。

司会：その件につきまして、また個別にご相談させていただきます。
ほかにごございますか。よろしく申し上げます。

住民：カドミウムの件なんですけれども。カドミウムというといタイタイ病を起こすので、恐ろしい物質だなというイメージがあるんですが。あの揚水ピットで出て、そして経堂池の水質では環境基準を下回った。希釈されてるのかなと思うんですが。

この19ページの書き方では、何か自然由来だということを誘導するような文案になっているんだけど、現時点でこれは処分場の廃棄物の影響なのか、あるいは自然由来なのか、滋賀県としてはどういうふう考えるんですか。あるいはそのどちらの可能性が高いのか調べる計画はありますかという質問です。

主任技師：そうですね。現時点では、どちらとも言えるデータはないとは思っておりますので、そうですね、今後の数値も見て検討していきたいとは思っております。

住民：廃棄物からカドミウムが出るとしたら、どういう産業廃棄物から漏出する可能性があるんでしょうか。

主任技師：そうですね。ちょっとここに埋まっているかっていうところまではちょっとあれなんですけど。一般的に工業的には顔料、インク系のものであったりとか、あとは電池であったりとか、メッキ系の工程の中でも使っているところがありますので、そういったものはあり得るかと思います。

住民：今おっしゃった物質は、これまでの掘削調査で出てきているものですね。処分場の中で。

主任技師：メッキとかは出たかわからないですけども。

住民：電池とか出たんですね。

主任技師：カドミウムが含まれてるタイプのが出たかまでは確認してないですけども。

参与：ちょっとだけ。ニッカド電池ってご存じですね。充電できる電池ですね。あれそのものが出てきたか、ちょっとそこまで確認できてないんです。バッテリーとか、乾電池とかいうのは出てきますけれども。ニッカド電池そのものが出てきたかどうかは確認ができてないと思います。

申し上げたように、自然由来なのか、廃棄物由来なのか、ちょっとわからないですし、濃度とかは低いですよ。もっと濃度とかが高くて、ものすごく出て、高いところがあって、そしてじわじわと下がってるようなものがあれば、データがあればね。これだってわかるとおもいます。全体的に低い濃度で出てますので、ちょっとどっちがどうかと調べるのは難しいと思われま。

少なくともあの敷地の中、埋め立て地から出ていることしかわからないということです。

住民：我々は、これまでの掘削、廃棄物撤去について、基本的に有害な物は除去されたというふうに認識してるんですよ。中にはもうないものだと思ってたわけなんですけど、カドミウムが出ること、まだ残っている可能性があるというふうに考えてよろしいですか。

参与：ですから、ご存じのように、ボーリング調査をして、溶出試験をして、それが基準値を超えるところは全部どけます。ただし、そこよりも溶出基準の濃度よりも低いレベルで残っているところはあったんでしょうねということになります。

住民：あったんでしょうねということ、自然由来ではない可能性が高いということですか。

か。

参与：いや、それはあった可能性もあり得ると、自然由来もあり得る。どっちかわからない。

主査：ご指摘にあったどのような電池があったかというところなんですけれども。選別させていただいた中で、自動車で使われるバッテリーは見つかっておりまして、鉛が入っているようなものなんですけれども。今のところニッケルカドミウム電池のようなものは見つからなかったということでございます。

住民：ということは、見逃していた可能性もあるということですね。

主査：もし、そういうふうなものが見つかるすると、有害物として、通常の処分方法とは別の処分方法をとっていると思いますので、見逃しているというのはこちらとしては考えていません。

住民：よくわからないんですけども。つまり、見逃さなくて全部調べてますというなら出るはずないじゃないですか。出る以上は見逃してた分があったという可能性があるんじゃないですか。

主査：カドミウムについては先ほど申し上げましたように、塗料などに入っているものですので、廃棄物土に含まれると考えられると思います。

住民：ちょっとだけいいですか。

司会：はい、どうぞ。

住民：私も昔使ってたことがあるからよく知ってるんです。黄色の顔料ですね。黄色、カドミウム、そうですね。粉状のものですよね、まっ黄ですね。あんなもん、いろんなものに使ってますよね。電気の部品の着色剤にも使ってる。それは何かの拍子に溶けてくるということがあり得ると私は思ってます。

司会：ほかにごございますでしょうか。お願いします。

住民：今の点ですけどね。見逃しというのは、これは今の方法だったら当たり前のことやないでしょうか。今ね、説明しかけてくれはったけど、ボーリングして怪しいところを調べて、それで、そこは撤去する。で、見なかったところそのまま残ってるから。例えば、塗料としたら、廃油なんかも成分に含まれてるかもしれないし、ドラム缶の中に残ってるとしたら、あってもおかしくないし。それを何とかしようとして、今やっていると。そういう議論だと思ってるんですけど。ただ、これが一番い

いと思ってなかったら、これ最初から反対してましたけどね。今となってはそういうことで今進んでると。そういうことじゃないかなと思っています。それをごまかしてるといことが問題かなというふうに思うわけです。

それと、カドミウムの自然由来ってあるんですか。廃棄物とかそんなんじゃないかと。

参与：土壤にね、少量ですけど含まれている可能性があるんですね。その場合には、客土したりしてるところもありますので、まったくないということではないんです。なぜかって言いますと、カドミウムって亜鉛の仲間なんですね。ご存じのように、さきほどイタイタイ病って話出ましたけど、亜鉛を掘っていると、友達のカドミウムも一緒に出てくるんですね。例えば、富山県の神通川のところなんですけど、亜鉛が出たときには一緒にカドミウムが出ますので、そういうことがあり得るんです。可能性です。

おっしゃるように、低い濃度で、確かにカドミウムはあそこの中にあるんでしょう。我々が環境基準以上を取ってますけれど、それ以外のものはあるんだと思います。それは影響してるのか分かりませんがね。

ただ、今、我々調査する中で、あそこ全部囲い込みしましたので、水をくみ上げて処理してますから、これを時間かかりますけど、きれいになるまで置いてくより仕方がない。浄化していく。これが我々の考え方です。皆さんと合意した対策です。

住民：ちょっと別件ですけども、17ページの上の「今まで5回の採水時は、いずれも入れ替わるほどの降水はなかった」って書いてあるんですけども。あそこに雨量計かなんか設置されてるんですか。

主任技師：雨量については、県の土木ですかね。川の、河川の状況を監視するために上砥山に1地点、雨量を測っているところがありますので、そのデータを見てます。

住民：それはどういうデータ、随時見られるんですか。県のホームページでは。

主任技師：そうですね。随時更新、どれぐらいかは覚えてないですけど、かなりすぐにはアップデートされています。

住民：気象庁とかのあれで、例えば、滋賀県やったら彦根と、南部と、何点かありますよね。国交省か、河川の。あっちの氾濫でああいう上砥山とか、ほかいろいろある。あの上砥山のちょっと見てたんですけど。継続的なああいう、気象庁みたいなデータが出てこないんです。たぶんホームページには出てへんのちゃうかな。ただ、県のほうで独自に見てはんのかなとは思ってます。ただ、今のあそこそしたらそこと近いから、ほぼ同じやと言いながら、昨今こっただけが降ってるのとかありますやん。

それと、さっきのちょっとついでで飛びますけど、3日間で測らはったやつと、

あの資料はまたこれと一緒にホームページにまた載せていただきたいと。ここで説明していただいたんで。載ってないですよ。追加資料として、またホームページに載せていただくとありがたいです。

それと、実は水口道路、今小野ランプまで来てますけど、やっぱり山越えて、金勝川のほうに行ってるんですけども。あそこもね、7月の中旬の雨で土砂が流れてたんです。今あそこの用水路の掃除をやってはるんです。ここでも土出てくるとあかんと思ったので、どのぐらい降ったら、どのぐらい土砂流れてくるんやというのちょっと思ったので。上砥山のところを見てみたけども、どうも私らではちょっと、私らいうのも何か知れたるけど。あとは気象庁のほうやったら違うとこしかないいう感じで。何か雨量計というのも、簡単なもんやったらあったほうがいいかなと、ふっと思いました。

それだけです。以上です。

主任技師：最初の雨量については、いろんな機関で測ってますので、これもいろいろ調べて、一番近くて使い勝手いいのっていう感じで、県のほうでつくっている上砥山のデータを参照してます。

今のところ、雨量計、雨量データを使う目的としては、ちょっとの違いとかまで厳密に見るような目的に今のところ使ってないので、場内には設置してないという状況になっています。一応県の防災の河川の氾濫の関係のところから見れるのかなと思いますので。もしあれやったら。

住民：具体的には、ちょっと早く言うて申し訳ないんやけど、この7月に降った雨、流れましたけど、処分場の土砂の掃除したと書いてあるねんけど、どのぐらい降ったのかなと。また、次のときに、次にというか、その説明の時でもいいから教えてほしいんです。

司会：次の議事のほうで説明させていただきますし、さきほどご意見いただきましたpHの資料はホームページで掲載をさせていただきますと思います。

そうしましたら、時間の問題もございますので、残りまだ2つ議題がございますので、先に進まさせていただきますして、また何かありましたら、時間がありましたら、最後にご質問を受けさせていただきますと思います。

そうしましたら、議事3の維持管理の状況について説明をさせていただきます。

主査：平田より資料3の維持管理の状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

工事完了後の維持管理につきましては、週1回職員による日常点検を実施しておりますので、その報告と、今回は別途維持管理の委託業務を業者に出しており、除草や清掃をしておりますので、その報告、また7月の中旬に大雨がありまして、その応急対応をしましたので、その内容について今回ご報告をさせていただきます。

それではスクリーンのほうをご覧ください。

まず、スライドの1になるんですが、こちらの写真は、今年度の8月2日に撮影し

たものになります。ドローンによる空中撮影は、4方向全てから撮影しております。前回までこちらの南西側、西市道側からの写真のみを掲載しておりましたが、今回は別の角度からも全体がわかるように北西側、バイパス側のほうからの様子も掲載をさせていただきます。

それでは、本日の資料につきましては、こちらの写真にあります国道バイパス側、西市道側、洪水調整池付近、天端の平面部の状況と、維持管理委託の状況や応急対応を説明させていただきます。

まずはバイパス側の法面部や舗装の状況等の写真でございます。

下の写真ですけれども、夏場につきまして、法面部や、フェンス沿いもだいぶ隙間から草が繁茂してきておりますので、維持管理委託の業者と契約したため、7月の1日、2日にかけて、除草作業を実施しました。上の写真は8月2日の写真ですが、除草してから1か月程度立ったため、少し繁茂はしてきておりますが、秋にも再度実施しまして、適切に維持管理に努めてまいりたいと考えております。

こちらは側溝や柵の状況の写真でございます。

大雨等で天端等からの土砂が一部溜まってきましたことから、こちらも維持管理委託の中で、施設全ての柵について、1度清掃を行いました。また秋にも再度実施しまして、土がたまって適切に水が流れない、溢れないことがないように維持管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして西市道側の法面部や側溝の状況でございます。

こちらもバイパス側と同様に法面部の側溝や柵に土砂が少し堆積しておりまして、また法面に草も生えてきておりますことから、同様に維持管理業務の中で清掃をしております。

続いて、洪水調整池付近の様子です。

左上の写真を見ていただくと、この時の調整池の水位は、8月2日ですが、20cm程度になっています。調整池は底の高さから50cmのところに入水する所がありますので、大雨の際はここまで水位が上がっておりますが、夏場概ね20～50cm程度と考えております。

続きまして平面部の状況になります。平面部におきましても草が生えてきておりましたが、7月28日に除草を実施いたしました。こちらも秋にもう1回除草を実施する予定でございます。

こちらのスライドは応急対応の対応状況になります。7月中旬の9日から19日にかけて断続的な大雨が降っておりまして、特に19日は栗東市も土砂災害警戒情報の大雨があったかと思いますが、その時にこちらの丸で囲ませていただいている洪水調整池付近の階段横の縦の排水路沿いのキャッピングシート裏の土砂の表面の一部が流れ落ちまして、側溝や管理用道路に散在いたしました。そこで、応急対応として、職員による散在した土砂の撤去と、一部シート裏の土砂の撤去、縦排水路沿いのキャッピングシートの隙間の上から、こちらのような防草シートを上から被せまして、隙間を塞ぐ処置を実施いたしました。

今後の対応といたしましては、補修工事を今年度発注いたしまして、一度縦の排水路沿いのシートをめくりまして、再度法面整形をして、シートが破れてきており

ますので、張り替えを実施する予定でございます。

最後に、水処理施設の管理状況になります。

こちらは水処理施設の電気関係の管理のほうをご紹介します。高圧受電設備の保安管理業務を電気の専門業者に委託しているほか、水処理施設全体の維持管理業務委託の中で、ポンプなどの電気を使用する機器の点検を行っております。下の写真は電気の専門業者による月1回の点検の様子です。さらに詳細な点検も実施しております。

上の写真は維持管理業者による点検の様子です。維持管理業者は原則として月曜から土曜までの週6日、保守点検等を実施しておりますが、その中で、写真に示すようなポンプなどの機器の絶縁抵抗測定を月1回実施しております。

最後に水処理施設の水質状況についてです。

二次対策工事を含めまして、有害物質は原水、処理水とも計画処理水質を超過したことはなく、特に異常はございませんでした。

以上で、資料3についての説明を終わります。

さきほどの7月19日の大雨で、どれだけ降ったかというところなんですけれども、ちょっとそれはホームページで確認しているんですけれども。確認して、また回答します。

住民：把握しておられないのですか。もともとこういう作業をせなあかんかった原因は、7月下旬の大雨ですよね。それがどない降ったかというのは確認されてないんですか。

それと、資料2、17ページのところ、降水はなかったと書いてますけども、これも感触で書いてはるんですか。

17ページは、前々からの洪水調整池の水質等のところで、3日以上は池内の水が入れ替わるほどの降水はなかったと書いてはるから。なかったというのは、何で調べはったのかなと。

主任技師：資料2の洪水調整池ですね。ここについては、さきほどお話をさせていただいた県の土木のホームページの上砥山の降水のデータを見て確認を行っております。

住民：私見たときは、この2、3日前からしか載ってないですね。それより前のは見かけられてなかったです。前も見たときそうやったと思うんですけど。

主任技師：たぶん見ておられるところが違うと思うので、ちょっともしあれだったら、個別にお話をさせていただきます。

住民：それと、今のこのこれだけ土砂が流れとる、ほんであれやったら、どれぐらい降ったら危ないですよというのがわかるのかなと思って。だから、どれぐらい降ったら、こういうことになるなということを把握してもうてたほうがええかなと思ったんで。

主査：ありがとうございます。先ほどの降雨量の話なんですけれども、7月19日の12時の段階でいうと、60分雨量は大体57ミリ程度降っておりまして、その前後は5ミリぐらいですので、かなり急激に降ったんですけれども。どれぐらい多ければ危ないかっていう、そういったものは定めてはいないんですけれども、ただ今回のような土砂災害警戒情報、レベル4ぐらいの大雨が降ると、一度職員が現地へ行って、臨時の点検はするようにはしております。

今回の大雨くらいであれば、職員による確認はさせていただきたいと考えております。

司会：短時間でたくさん大雨が降る場合と、時間をかけて大雨が降る場合、いくつかパターンがあると思うんですけれども、今回は短時間に集中的に雨が降って、こういうことになったという、これも一つのデータでございますので、〇〇さんがおっしゃっていただいたように、この部分を踏まえて今後に生かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

それ以外で何かございますでしょうか。はい、お願いします。

住民：維持管理、今2つ、聞いてて思ったんですけれども、台風の影響で今回も崩れたということで。ちょっとこのごろ大雨が降ったりとかで、そういう不安な声がちょっとありましてね、シーートの張り替えとか、違うものはないのか、検討していただきたいと思うんですけれども。

次に今、県の職員さん、大雨でも来てると言っているんですけど、土曜日、日曜日、祭日とか平日の夜間も含めて、対応どうなるのかなと、そう近いところ住んでおりますので、そういうところも不安ですよね。どう対応をしていただけるのかなと、お知らせいただいたらと思います。

司会：はい、ありがとうございます。最初におっしゃっていただきました、そのシーートの関係ですけれども、このシーートは永続的に使えるものではなくて、何年か、耐用年数も決まっておりますので、いずれその張り替えるのか、どうするのかっていうところの検討が必要になってまいりますので、そこについても今後検討して、皆様とも共有していきたいと思っております。

それから、緊急時の対応ということで、土日夜間ということでご心配なのは重々承知をしておりますし、私どもも、常に職員が休みの日も夜でも緊急用の携帯電話を持っており、対応に当たってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

ほかに、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして、議事の4、アーカイブの作成状況についてご説明をさせていただきます。

資料が4から6ございますが、一括して事務局のほうで説明をさせていただいて、まとめて皆様からご質問等をいただきたいと思いますと思っております。

主任主事：失礼いたします。アーカイブの総括編を担当しております井上と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

このアーカイブの作成でございますが、令和2年度（2020年度）から協議事項に入れさせていただいてまして、今回はこのアーカイブ全体の作成状況と、それから現時点での完成図のイメージといたしまして冊子のサンプルにつきまして、資料4、5、6で順次説明をさせていただきます。

まずこちらの資料4をご覧くださいと思います。

まず、「1、アーカイブとは」というところでございまして、作成の目的と概要でございますが、アーカイブとは、後の世代のために、記録を取りまとめて保管することを呼んでおりまして、この問題につきまして、住民の皆様と県・市が一体となりまして、事実関係の整理、またこれまでの対応の振り返りを行いまして、記録を取りまとめ、同様の事案の再発を防ぐということにつなげていくということを目的としまして、この連絡協議会を作成主体としてアーカイブを作成してまいりたいというふうに考えております。

構成といたしましては、図にございますとおり、この問題の経緯をまとめ、振り返っていく「総括編」、それから、この問題への対策をまとめた「対策編」の大きく2つ左右に分けておりまして、右側の「対策編」はさらに2つ、場内の廃棄物をまとめた「廃棄物編」と、工事の内容をまとめました「工事編」にさらに分けております。

このあと、資料5で総括編、資料6で対策編につきまして、完成図のイメージのご説明をさせていただきます。

続きまして2番目でございますが、直近の連絡協議会で、アーカイブの作成方針と構成案をお示しをしまして、ご意見をいただいております。

総括編につきましては(1)にございます第38回連絡協議会、対策編につきましては(2)にございます第40回連絡協議会で、それぞれこういったご意見をいただいております。こういったご意見を踏まえて、記載内容を検討してまいりました。

続きまして、3、4でございますが、完成形のイメージ、冊子のサンプルにつきまして、このあと資料5、6で順次説明をさせていただきますが、先にこの資料4の「4 今後の進め方」をご覧くださいと思います。

これまでの協議会でもお示しをさせていただきましたけれども、令和7年度末の完成・公開に向けまして、事務局において記述内容を具体的に作っていきまして、順次この連絡協議会でお示しをしましてご意見をいただいでいく予定でございます。

また、住民の皆様、過去の県職員にも聞き取りを行っていきたいというふうに考えておりまして、具体的な内容、また皆様のどなたにインタビューをお願いするかということも含めまして、お聞きをする内容をこれから具体的に検討した上で、改めて協議をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、資料5に移らせていただきまして、アーカイブ（総括編）のサンプルにつきまして説明をさせていただきます。まず、資料5の表紙をご覧くださいと思います。

今回少し分厚めの資料をお配りさせていただきましたが、アーカイブの完成形の

形としましては、こういった形で冊子をまとめるということを考えておきまして、そのイメージとして、抜粋したサンプルをお示しをしております。

この表紙の左上に記載しているのですけれども、この資料は、アーカイブ（総括編）の記述内容の案のうち一部を抜粋したサンプルでございます。記載している内容は全て現時点での案でございます、皆様との今後の協議を経て追記・変更を随時してまいりたいというふうに考えております。

また、この資料は一部を抜粋したものでございまして、現時点で作成中の部分たくさんございますが、これについては今後作成を進めまして、改めてお示しをする予定でございます。

1枚めくっていただきまして、目次、1ページから2ページをご覧いただきたいと思っております。この目次のうち、網掛けをしている部分が、今回記述内容の案をお示しをする部分でございます。残りの部分につきましては、今後順次作成を進めてまいりまして、改めてお示しをする予定です。

なお、この目次の内容につきましては、第38回連絡協議会でお示しをさせていただきまして、ご意見いただきました構成案を基本としてございます。

それでは、記載の内容につきまして簡単になりますが、説明をさせていただきます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。3ページにつきましては、「はじめに」ということで、まずこのアーカイブの作成の趣旨、それからRD問題のおおまかな経過につきまして記載をしております。

先ほど説明させていただきましたとおり、このアーカイブを作成する目的は、この問題について、事実関係の整理、どのような対応、振り返りをしてまいりまして、記録をまとめるとともに、再発の防止につなげるということでございます、こういった作成の趣旨を最初に記載をしております。

また4ページには、この問題の大変おおまかなものですが、概要をまとめております。詳細な年表は一番最後の巻末資料にございます。

5ページのほうは、周辺の地図と旧処分場の全景を記載をしております。アーカイブ、とりわけ総括編につきましては文章が中心になってくるかと思っておりますけれども、できるだけこういった形で写真、図表を交えまして、より伝わりやすい内容になるように努めてまいりたいというふうに考えております。

続いて6ページでございます。ここからは第1部ということで、事実関係の整理でございます、旧処分場の設置前の状況から記述を始めてまいりまして、以前ご意見いただきました当時の社会情勢を含めて順次とりまとめをしてまいりたいというふうに考えています。

6ページの下から7ページの上につきましては、抜粋でございますが、旧RD社の事業内容の推移を記載をしております。

それから8ページから11ページにかけては、この不適正処理と県の対応の経過、そのうち今回は昭和54年の処分場の設置から平成11年の硫化水素の発生までの間の事実関係の流れを記載しております。

これらの時期につきましては、法律の専門家等、第三者による行政対応検証委員

会での検証が行われてございまして、その中で事実として認定をされた内容を記載をしております。

12ページ以降、これ以降の時期につきましては、今後順次作成を進めてまいります。

続きまして、13ページからが第2部、振り返りでございまして、13ページからの第7章のところで、さきほど申しました行政対応検証委員会により検証がなされた内容をまずまとめてございます。

こちらの結論の部分は17ページに記載がございまして、「県に行政上の責任があることは否めない」と「対応が不十分であった」というふうな評価がなされているところでございます。

これ以降の時期、これ以降の部分につきましては、今後作成を進めてまいります。最後に18ページ以降、巻末の資料集でございまして。

この問題の詳細な年表、それから関係する専門用語の解説、最後に旧処分場の空中写真の推移を掲載する予定をしております。現時点では、平成12年以降の空中写真を18ページと19ページにまたがりまして掲載をしております。

資料5につきましては以上でございます。

続いて資料6につきましては、担当を代わりまして説明をさせていただきます。

主査：アーカイブ（対策編）について説明をさせていただきます。

アーカイブ対策編は第1部の廃棄物編及び第2部の工事編から構成をさせていただいております。

まず、廃棄物編について説明をさせていただきます。

まず1ページ目から3ページまでの目次については、ほぼ第40回連絡協議会の構成の通りとなっております。

4ページ目からの第1章では、記録の対象とする廃棄物について説明をさせていただいております。

アーカイブでは、発見した廃棄物の種類および場所を定量的に記録するため、以下の（1）及び（2）のとおり平成17年度掘削調査や特定支障除去等事業により発見し、当事業で処理をした廃棄物を記録の対象としております。

次、4ページの下段のほうにいくんですけども、平成17年度から22年度までの掘削調査の位置図を掲載させていただいております。ページをめくっていただきまして、5ページ目の下段には特定支障除去等事業の掘削範囲の位置図を示させていただいております。

そして、6ページ目（3）「その他」についてですが、平成17年度以前の掘削調査について記載をしてほしいというご意見をいただきましたので、廃棄物の種類及び場所を定量的に記録できるものについては6ページ目の（3）の「その他」のほうで記録をさせていただきたいと思っております。そして、これらの定量的な記録が不十分な調査については6ページ目の下段の付録の中の廃棄物土の調査一覧の中で記録をさせていただく予定でございます。

そして、7ページ目の第2章についてですが、有害物調査検討委員会の資料を基に

記録をしていきたいというふうに考えております。

8ページ目の第3章からについてですが、当事業で処理をした廃棄物について、底面遮水工の施工に伴い掘削した廃棄物土のように選別をしたものと、選別をせずに処理をしたものに分けて第4章で記録をしています。

このことから、第3章では当事業を実施するに当たって整理した支障等の定義および対策基本方針及び対策工について概要を記載させていただきたいと思っております。

そして、続いて11ページに移らせていただきます。

11ページ目からの第4章の発見した廃棄物の記録について、今回のサンプルでは、ドラム缶についてお示しをさせていただきました。

県が実施した掘削調査及び当事業で処理をしたドラム缶の概要について、ここの中段の表のように記録をさせていただく予定です。

そして、掘削調査により発見し当事業で処理をしたドラム缶の場所及び量については、ちょっとページをめくっていただくんですけども、12ページの上段のように示させていただく予定です。ドラム缶が1本で発見した場所については小さい●のように示させていただきまして、まとめて発見された場所については大きな●で示させていただく予定にしております。

そして、特定支障除去等事業で発見し処理したドラム缶については、12ページの下段の図のように示させていただく予定です。

なお、当事業の経過を確認すると、当事業の中で発見したドラム缶については、中身の有無についても記録が残っておりますので、その中身の有無についてもお示しさせていただいた上で、記録を進めていきたいというふうに考えております。

そして最後に、13ページ目の上段に掘削調査及び当事業で発見したドラム缶の場所を重ね合わせて示させていただいております。

それらドラム缶のサンプルとして示させていただいたんですけども、残りの廃棄物についても、順次記録を進めさせていただきたいというふうに考えております。

そして、最後になりますが、14ページのその他についても、今後記録を進めていただきたいというふうに考えております。

主査：引き続き平田より資料6、アーカイブの工事編について説明をさせていただきます。ページとしては15ページからになりますが、まず、目次の3ページをご覧ください。

構成としては、廃棄物編と同様に昨年の第40回協議会でお示しさせていただいたとおりでございます。県で実施しました緊急対策工事、抜本的対策工事となります。1次対策、2次対策工事、そして、維持管理についてとりまとめをすることを考えております。

それでは15ページをご覧ください。サンプルとして、1章の工事の着手前の状況、2章の緊急対策工事、4章の2次対策工事の概要部分をお示しいたします。

工事の記載の方法といたしましては、工事の目的及び位置図により施工箇所を示をいたしまして、概念図や各工事の着手年度、完了年度、前後写真を載せるなどして、各部分でどのような工事をしたかがわかるようにまとめていきたいと考えております。

緊急対策工事では、抜本的な対策工事の前に緊急的に実施した焼却施設の撤去、既存の水処理施設の修繕、仮設シートの張り替えや仮置き of 廃棄物保管対策、下水道の接続工事を記載します。また、1次対策、2次対策との間に実施しました残った既存の建物の解体工事についても抜本的な対策工事とは少し異なりますので、こちら第2章の緊急対策工事等で記載することを考えております。

続いて2次対策工事ですが、こちらは抜本的な対策工事として数年かけて様々な工事を実施しておりますので、まずは概要を設けまして、工法の概略や工程を記載して全体像がわかるようにして、各工事について記載していきたいというふうに考えております。

工事編としては以上でお示しさせていただいたような形で取りまとめを行ってきたいと考えております。

以上で、資料6についての説明を終わります。

司会：ただ今資料4から6まで説明をさせていただきました。アーカイブにつきましては、これまで目次につきましては皆様と一度意見交換させていただいており、ある程度形は見えてきているのかなと思うんですけど、中身については今回初めてお出しをさせていただいております。あくまでも今回そのサンプルということで、目的としては、皆様とイメージを共有させていただきたいということで、今回こういう形でお示しさせていただいております。

中身についてはこれで決まったものではございませんので、皆様から幅広いご意見をいただき、今後作業に当たってまいりたいと思っております。

資料、その他につきまして幅広いご意見を頂戴したいと思いますが、はい、よろしくをお願いします。

住民：2点あります。

資料5の総括編の最初の実質的な話が、RD問題の発生から始まると思うんですが、冒頭にコラムで「高度経済成長と産業廃棄物」というところがありますね、これね。これステレオタイプの、何か表現が見えてくるんですけども、高度経済成長で大量生産、大量消費という時代になって、ごみが増えてくるからこういう問題が起きたんだという、そういう言葉が見えてくるんだけど、私はそういう形にもっていかないでほしいというふうに思っています。

というのは、この問題は行政だけの問題ではないし、国民全体の問題でもなくて、住民の問題でもあるんですよ。どういうことかと言うと、もともと我々の栗東ニューハイツは、小野さんの里山だったんですよ。薪をとるところだったんですね。赤坂団地は手原の里山だったわけですよ。あそこは経堂池も鴨ヶ池も、いわゆる里池だったんですよ。水源地だったんです。だから白髭神社があって、大日如来があって、聖地だったんです。前も言ってるように。それがガスが通り、電気が通りということになって、不要なものになってきて、そして新興住宅地ができて、そして産業廃棄物処分場になっちゃったんですよ。そういう社会変化の中で人々の意識が変わっちゃったんです。みんなの共有財産を大切にしないといけない、聖地なんだ

っていう意識が薄れて。

それが例えば、この住民運動でも、熱心に活動したのは、日吉が丘だとか、ニューハイツだとか、赤坂団地なんですよ。申し訳ないけど、小野さんが一番消極的だった。なぜかっていうと、新興住宅地に来た我々は、ここを終の棲家と思っているから大切にしたいわけですよ。だから、自分たちの地域に対して守ろうとする。だけど、小野さんは旧処分場のあたりはもう要らないところなんです、はっきり言って。そういう意識があったからこの問題が起きたという側面が確かにあるんです。だから、この地域の由来みたいなことから書き起こしてもらいたい。少なくとも、この「高度経済成長と産業廃棄物」、これはあってもいいんだけど、この地域はどういう地域だったのか。それをどこかに書いてもらいたいというのが1点。

それからもう1点、それにもかかわるんですが、第8章の(2)県の対応というところで、住民から見た県の対応と、県から見た県の対応があるんだけど、バランスから言えば、県から見た住民の対応というのがあって僕はしかるべきだと思う。県が住民運動をどうとらえていたのか。自分たちの対応してきた前提となる話ですよ。それをちゃんととらえるべきです。つまり、我々のコミュニケーション的合理性っていうかな、了解がうまくいかなかったのは、住民にとっての県の見方でしょう。県にとっての住民の見方とは食い違ってた。このコントラストをちゃんと明らかにしなければ、また同じようなことが起きるんです。だから、このアーカイブは、私は県の反省文書にする必要はないと思うんです。住民の反省文書にもしなきゃいけない。その意味で、公平な観点で書き込んでもらいたいんです。

主任主事：すみません、2点ご意見いただきましたいずれの点につきましても、文言、原稿の事務局案を今後作成してまいりますので、その中で参考にさせていただきたいと思っています。

一方で、特定の自治会の方に対して特別な評価をするということが果たしてなじむのかという問題もあると思うのですが、その点も含めて、今後改めて協議させていただきたいというふうに思っています。

司会：ほかにご意見等ございますでしょうか。はい、お願いします。

住民：今さらな質問ですけど、もう20年ぐらいたちますかね。いろいろ県のほうに要望とかいろいろ出したんですけども、県の方にそれも残ってます。

主任主事：そういった文書がこちらに残っているかどうかというご質問でしょうか。

住民：そうですね。県に残ってて、たぶんその検証委員会のときは、皆さん、それも見ていただいているのかなと、そういうことです。お答えいただける範囲でいいんですけど。ちょっと総括ということだったら、私もちょっと思い出しまして聞いてみたんですけど。

主任主事：非常にこの問題、経緯が長い問題でございまして、私自身も全ての文書を読んでいるわけではまったくございませんが、そういうものも含めて、たくさんの資料が県のほうに残ってございますので、それらも十分に踏まえた上で、原稿の作成、検討をしまいたいというふうに思います。

司会：ほかにございますでしょうか。はい、お願いします。

住民：県はね、RD社が倒産するまでの間、県も知事もですけれども、優良企業だと、ずっと通してたわけですね。それまでにいろんな問題がいっぱいありながらも、まだ優良企業っていうて通した。そしてしかも、倒産したと同時に廃棄物量が一遍にドーンと増えた。ここらの経緯が全く私はわからん。ここらへんを明らかにしていただきたい。なぜ優良企業と言いつけられたのか。あれだけのいろんな問題起こしながら。そして、またあとでその倒産したと同時に量も増えた。なぜ。測量もしてない。なぜ量も増える。この説明がわたしの記憶の中にはない。そこらへんも明らかにしていただきたいと思います。

もっとほかにもいろいろあるんですけれども、それはおいおいとして、とりあえず私の今思ったことはそれです。

主任主事：今のご意見をお聞きさせていただきましたことも含めて、今後検討してまいりたいと考えてございます。

司会：ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、議事、その他でございます。その他について、事務局から特に報告事項等ございませんので、全体としまして、まだ少しお時間ありますので、何かございましたらお声がけいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして今回の連絡協議会、閉会とさせていただきます。

閉会に当たりまして2点、最後をお願いを申し上げたいと思います。

1点目ですが、後ろの台にアルコールがありますので、お帰りの際は手指消毒をしてからお帰りいただきたいと思います。

次に2点目ですが、次回の協議会でございますが、11月の下旬ごろに予定をさせていただいております。同じ日にその協議会が終わった後に、引き続いて、跡地利用協議会を開催させていただく予定をしております。開催の時期が近づきましたら、また自治会長様と日程調整をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、第42回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。